

議案第16号

北本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

北本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例を次のように制定する。

平成30年2月26日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるとともに、法第79条第2項第1号の規定に基づき指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「指定居宅介護支援等」とは、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援及び法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第3条 法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）で定める基準をもって、その基準とする。

（指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準）

第4条 法第79条第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。